

第28回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年7月5日（火）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第3会議室

- 1 開 会

- 2 議題
 - (1) 各チームからの報告事項について

 - (2) 自治基本条例について

- 3 その他

- 4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 前文（案）

参考資料1 監査の概要について

参考資料2 自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめ

前文（案）

さいたま市は、平成13年5月に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市が合併して誕生しました。その後、平成15年4月に政令指定都市となり、平成17年4月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。

様々な地域が集まったさいたま市には、多様な歴史や文化、そして多くの自然があります。また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まり、埼玉県の行政、経済の中心として、さらに首都圏における中核的な役割を担いつつ、生活都市としても発展してきました。

しかし、少子高齢化の急速な進展や地域への無関心層の増加など、私たちを取り巻く状況は大きく変わりつつあります。また、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、行政需要や地域の課題も多様化しつつあります。

今後、私たちを取り巻く状況に対応し、目指すまちの姿を実現するためには、より多くの市民が自ら地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていく、そして、市長、議員、職員その他市政に携わる者は、市民とともに、市民のための市政を着実に行っていかなければなりません。

このような市民自治の理念に根ざしたまちづくりを、私たちみんなで進めていくためには、その拠り所となる考え方や、誰がどのような役割を果すのかなど、基本的なルールを誰が見ても分かりやすいように作り、みんなで共有することが大切です。

私たちのまちさいたま市は、自然や文化、様々な都市機能、そして何よりも大切な人と人とのつながりが普通にあるまち、子どもから高齢者まで誰もがずっとこのまちで生きていきたい、活動していきたい、誰もがそう思えるような、豊かで暮らしやすいまちを創っていきたい。

これらの想いを込め、まちづくりの羅針盤となる最も大切な規範として、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。

監査の概要について

(参考添付)

- ・平成23年4月11日付け監査監第1696号 定期監査結果報告書の提出について（通知）
- ・平成23年4月11日付け監査監第1694号 行政監査結果報告書の提出について（通知）
- ・平成23年1月13日付け監査監第1345号 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）
- ・平成21年度健全化判断比率等審査意見書

監査の概要について

監査事務局監査課の紹介

- 事務局は、監査委員を補助する組織（補助機関）で、監査課が置かれ、監査委員の補助を行っております。事務局長以下補助職員が、書類調査などの業務に従事しています。
- 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、
 - ・ 毎年行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」があり、
 - ・ 必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。
 - ・ また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。
- なお、「外部監査」は、市長が外部監査人と契約して行う監査です。

監査委員の概要

- 監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市の事務を監査するために設置される機関であり、地方公共団体が行っている行政サービスが適法であるか、能率よくされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、その結果を公表しています。
- 監査委員の定数は、人口25万人以上の市にあつては4人とされていますが、条例で定数を増員することもできます。監査委員の選任にあつては、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、市長が議会の同意を得て選任しています。

さいたま市では、次の4名で構成されています。

- ・ 識見を有する者として選任された委員 2名
- ・ 市議会議員のうちから選任された委員 2名

定期監査（財務事務監査）の概要

- 市の財務事務の執行及び公営企業等の事業の管理に関し、予算の執行、収入、支出、契約、現金の出納保管及び財産管理等が、適正かつ効率的に行われているかについて、毎年度監査計画を定めて定期的に監査するものです。

工事監査の概要

- 工事監査は、財務事務並びに技術面から、その工事が適法かつ合理的、能率的に行われているか、また、安全管理が十分配慮されているかを主眼として、計画・設計・積算・契約・施工などについて監査するものです。

行政監査の概要

- 監査委員が必要があると認めるとき、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施するものです。
- また、行政監査は、独立して実施する方法と定期（財務）監査に併せて実施する方法がありますが、さいたま市では一つのテーマを選定し、独立した監査として実施しています。
- なお、平成18年度は、平成18年11月から平成19年3月にかけて、「救急体制について」をテーマに監査を実施しました。

財政援助団体等監査の概要

- 財政的援助を与えている団体及び出資をしている団体等に対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものです。
 - 1 財政援助団体（補助金などを交付している団体）に対する監査
さいたま市では、当該補助金等の公益上の必要性や効果、事務処理等について監査を行っています。
 - 2 出資団体に対する監査
さいたま市では、25%以上出資している団体のうちから選定し、当該団体の事業運営や会計経理について、監査を行っています。
 - 3 指定管理者に対する監査
さいたま市では、公の施設を管理している指定管理者を対象に、平成19年度から当該施設の運営及び管理状況等について、監査を行っています。

住民監査請求監査の概要

- 市民が、市長等の執行機関や職員について、次に掲げる行為や事実があると認めるときは、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求することができます。
 - 1 違法又は不当な
 - (1) 公金の支出
 - (2) 財産の取得、管理、処分
 - (3) 契約の締結又は履行
 - (4) 債務その他の義務の負担※ (1)～(4)の行為が行われることが、相当の確実さをもって予測される場合を含みます。
 - 2 違法又は不当に
 - (1) 公金の賦課又は徴収を怠る事実
 - (2) 財産の管理を怠る事実

- なお、1の請求は原則として行為のあった日又は終わった日から1年以内に行うものとされています。
- また、監査委員は監査の結果、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、関係する執行機関や職員に対して期間を示して必要な措置を構すべきことを勧告するとともに、この内容を請求人に通知し、公表しています。

例月現金出納検査の概要

- 一般会計・特別会計及び公営企業会計について、歳計現金等の係数の確認及び現金等の保管状況の確認をするとともに、収入支出関係の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもので、地方自治法には、普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならないと定められています。
- さいたま市では、原則として毎月27日を検査日と定め、一般会計・特別会計のほか、水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計の公営企業会計について、前月分の出納事務について検査を実施しています。

決算審査及び基金の運用状況審査の概要

- 決算審査は、一般会計、特別会計及び公営企業会計における決算書等について、計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものです。
- また、基金の運用状況審査は、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合に行われるもので、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものです。
- 地方自治法では、地方公共団体の長は、一般会計・特別会計決算及び証書類その他政令で定める書類を、また、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、その運用状況を示す書類を、更に地方公営企業法では、同様に、決算並びに証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定める書類を監査委員の審査に付さなければならないと定められています。
- さいたま市では、各年度の決算について、「一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見」及び「公営企業会計決算審査意見」を、毎年市長に提出しています。

外部監査の概要

- さいたま市では、平成15年4月から外部監査制度を導入しました。
- 外部監査制度とは、監査機能を強化するために、外部の専門的な知識を有する者（弁護士、公認会計士等）が、市長との外部監査契約に基づいて市の財務の監査を行う制度で、包括外部監査と個別外部監査があります。
- 包括外部監査は、さいたま市の財務事務や、さいたま市が財政援助等を行っているものについて、外部監査人が監査テーマを決めて監査を行うものです。また、個別外部監査は、市民、議会又は市長からの求めにより、外部監査人が監査を行うものです。

監査監第 1696 号

平成23年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 真 取 正 典 様

さいたま市監査委員 山 崎 正 夫

同 宮 原 敏 夫

同 加 藤 得 二

同 日浦田 明

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 監査対象

行財政改革推進本部

総務局

総務部

総務課、法制課、行政透明推進課及び人権政策推進課

人事部

人事課、給与課、厚生課及び人材育成課

危機管理部

安心安全課及び防災課

各区役所

区民生活部

総務課

出納室

出納課及び審査課

2 監査期間

平成22年12月2日から平成23年3月29日まで

3 監査事項

平成22年度（平成22年4月1日から平成22年10月末日まで）における財務に関する事務の執行について

4 監査方法

監査に当たっては、財務に関する事務が法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか否かについて、関係職員より説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査結果

監査の結果、おおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用許可（A T M）に係る行政財産使用料において、使用料の収入が著しく遅れていたため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第 3 条に基づき、適正な事務処理をされたい。（北区役所総務課）

イ 行政財産の目的外使用許可（A T M等）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第 2 条に基づき、適正な事務処理をされたい。

（西区役所総務課、北区役所総務課）

ウ 行政財産の目的外使用許可（A T M等）に係る行政財産使用料において、歳入調定の起票が遅れていたため、さいたま市会計規則第 1 9 条に基づき、適正な事務処理をされたい。（大宮区役所総務課）

エ 行政財産の目的外使用許可（A T M）に係る使用料において、15 款 使用料及び手数料で収入すべきところ、22 款 諸収入で収入していたため、適正な事務処理をされたい。（南区役所総務課）

オ 行政財産の目的外使用許可（厨房等）に係る施設光熱水費等負担金において、使用財産に付帯する下水道使用料の収入事務を行っていなかったため、さいたま市財産規則第 2 7 条に基づき、適正な事務処理をされたい。

（人材育成課、見沼区役所総務課）

カ 行政財産の目的外使用許可（事務所等）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたため、適正な事務処理をされたい。（中央区役所総務課、岩槻区役所総務課）

(2) 支出事務

ア 臨時職員の賃金の支給において、通勤手当の支給額に誤りがあったため、適正な事務処理をされたい。（大宮区役所総務課）

イ 公共料金経費（電話料金）の支出において、会計年度所属区分を誤っていたため、地方自治法施行令第 1 4 3 条に基づき適正な事務処理をされたい。（西区、大宮区、桜区、岩槻区の各区役所総務課）

ウ 研修参加に係る会場代及び資料代において、19 節 負担金補助及び交付金で支出すべきところ、11 節 需用費で支出していたため、適正な事務処

理をされたい。(人権政策推進課)

エ 負担金補助及び交付金に係る支払いにおいて、資金前渡の処理が遅れ、公共料金経費で支払っていたので、適正な事務処理をされたい。

(人材育成課)

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指示を行った。

監査監第 1694 号

平成23年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 真 取 正 典 様

さいたま市監査委員 山 崎 正 夫

同 宮 原 敏 夫

同 加 藤 得 二

同 日浦田 明

行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

第2 監査の結果

今回のテーマとした「消費生活総合センターにおける消費者行政について」は、適正に行われていると認められた。

なお、「第3 要望」に記述した事項については、検討されるよう要望する。監査結果は次のとおりである。

1 本市の消費者行政

本市の消費者行政については、さいたま市総合振興計画で「安全な消費生活」と位置づけ、「消費生活相談や消費生活情報の提供などを通して、キャッチセールスなどの被害の未然防止と被害救済を進めるとともに、製品事故に関する消費者からの相談体制の強化を図る」としている。

消費生活総合センターは、さいたま市消費生活条例やさいたま市消費生活基本計画の所管部署として本市の消費者行政の業務を担う組織である。

(1) さいたま市消費生活条例（平成18年7月1日施行）

同条例は、消費者の権利を尊重するとともに自立を支援し、消費生活の安定と向上を図るため、市、事業者の責務及び消費者、消費者団体、事業者団体の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めている。

【基本理念】「市は、消費者、事業者とともに理解しあい協力しあって、消費者の権利の確立を図ります。」

- ①生命、身体及び財産を侵されない権利
- ②不当な取引条件を強制されず、不適正な取引行為を行わせない権利
- ③適正な表示等に基づいて選択をする権利
- ④必要な情報が明確かつ速やかに提供される権利
- ⑤必要な知識を習得し、及び消費者教育を受ける権利
- ⑥施策や事業活動に消費者の意見が十分に反映される権利
- ⑦取引行為により不当に受けた被害から、適切かつ迅速に救済される権利

(2) さいたま市消費生活基本計画（平成20年7月1日制定）

消費生活条例に基づき策定した計画で、平成20年度から25年度までの6年間を対象としている。本計画では、消費者の権利の確立を図るために、市全体として一体的に取り組むべきものとして様々な施策や長期目標を定め、実施状況について毎年度、検証、評価を行い公表している。

(3) さいたま市消費生活審議会（平成18年8月3日設置）

消費生活条例に基づき設置された附属機関で、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審査する。

2 消費生活総合センターの概要

(1) 沿革

主な沿革は次のとおりである。

- | | | |
|-------|-------|--|
| 平成13年 | 5月1日 | 旧浦和市、旧大宮市、旧与野市の合併により浦和消費生活センターと大宮消費生活センターを設置。与野総合行政センター地域推進課で相談業務を開始。 |
| 平成15年 | 4月1日 | 浦和消費生活センター、大宮消費生活センター、与野総合行政センター地域推進課相談業務を統合し、さいたま市消費生活総合センターを設置。消費生活総合センターの下に新たに浦和消費生活センター、与野消費生活センターを設置。 |
| 平成17年 | 4月1日 | さいたま市と旧岩槻市の合併により、岩槻消費生活センターを設置。 |
| 平成19年 | 10月9日 | 与野消費生活センターを消費生活総合センターへ統合。 |
| 平成21年 | 4月1日 | 消費生活総合センターの組織に、消費生活係、相談支援係を設置。 |

(2) 事務分掌

消費生活総合センターの事務分掌は、さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年規則第87号）に次のとおり規定されている。

ア 消費生活総合センター

- ①消費生活に係る啓発及び相談に関すること
- ②家庭用品等の表示の監視に関すること
- ③生活関連物資の確保及び価格の安定に関すること
- ④消費生活に係る資料の収集及び情報の提供に関すること
- ⑤消費者の自立支援に関すること
- ⑥消費生活審議会に関すること

イ 浦和、岩槻消費生活センター

- ①消費生活に係る啓発及び相談に関すること
- ②消費生活に係る資料の収集及び情報の提供に関すること
- ③消費者の自立支援に関すること

(3) 所在地

ア 消費生活総合センター

大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター（JACK大宮）17階

イ 浦和消費生活センター

浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階

ウ 岩槻消費生活センター

岩槻区本町6-1-1 岩槻区役所3階

(4) 執行体制

平成22年4月1日現在の職員及び相談員の配置は次のとおりである。

	総合センター	浦和センター	岩槻センター	合計
職員	9人	2人	2人	13人
相談員	8人	6人	2人	16人

(5) 予算の概要

運営経費の主なものは、相談員の報酬、総合センター事務室等の賃借料、啓発用消耗品と印刷製本費等となっている。

予算額の中の「特定財源」は、「地方消費者行政活性化交付金」で、国の交付金により都道府県に設置した基金からの交付金である。

地方消費者行政活性化交付金は、国が消費者の安全、安心を確保するために平成21年度から3年間で地方消費者行政活性化のための集中育成、強化期間と位置づけ都道府県に地方消費者行政活性化基金を設置し交付するものである。市町村は、消費生活センターの設置や拡充、相談員のレベルアップなど決められた支援メニューの中から地域の実情に応じて設定した事業計画に基づいて申請する。

本市では、平成21年度は消費生活総合センターの専用ホームページの開設や岩槻消費生活センターの相談室設置など、相談窓口の整備や体制の拡充に重点を置いて申請している。また2年目となる平成22年度は、日曜電話相談窓口の開設などに対応するための相談員の増員や機器の整備により相談業務を更に強化するほか、被害の多い高齢者や若年者向けの啓発用品の作成など、消費者教育の充実を図るものとなっている。

交付金には平成23年度までという期限があるため、設備投資などの単発的な事業には大変有効であるが、相談員の増員、報酬増や研修、専門相談会の実施など、相談業務の向上に不可欠な事業の交付金終了後の継続が課題である。

ア 運営経費

<平成21年度、22年度消費者行政推進事業当初予算額>

(単位：千円)

節	細節	平成21年度当初予算額				平成22年度当初予算額				前年比
		一般財源	特定財源 (活性化基金)	合計	構成比	一般財源	特定財源 (活性化基金)	合計	構成比	
報酬	報酬	37,622	0	37,622	47.4%	37,297	2,742	40,039	52.1%	106.4%
共済費	共済費	568	0	568	0.7%	438	25	463	0.6%	81.5%
賃金	賃金	0	0	0	0.0%	0	1,046	1,046	1.4%	-
報償費	報償費	974	1,070	2,044	2.6%	695	1,245	1,940	2.5%	94.9%
旅費	旅費	2,030	302	2,332	2.9%	2,461	419	2,880	3.8%	123.5%
需用費	消耗品費	1,152	3,247	4,399	5.5%	1,155	2,022	3,177	4.1%	72.2%
	燃料費	54	0	54	0.1%	50	0	50	0.1%	92.6%
	食糧費	34	0	34	0.0%	0	0	0	0.0%	0.0%
	印刷製本費	3,085	708	3,793	4.8%	2,727	1,544	4,271	5.6%	112.6%
	光熱水費	350	0	350	0.4%	718	0	718	0.9%	205.1%
役務費	修繕料	10	0	10	0.0%	10	0	10	0.0%	100.0%
	通信運搬費	1,557	0	1,557	2.0%	1,741	115	1,856	2.4%	119.2%
委託料	保険料	4	0	4	0.0%	4	0	4	0.0%	100.0%
	施設等保守 管理委託料	420	0	420	0.5%	426	0	426	0.6%	101.4%
委託料	電算委託料	0	2,407	2,407	3.0%	0	0	0	0.0%	0.0%
	その他委託 料	954	0	954	1.2%	1,081	1,627	2,708	3.5%	283.9%
使用料及び 賃借料	使用料	326	134	460	0.6%	335	117	452	0.6%	98.3%
備品購入費 負担金、補 助及び交付 金	賃借料	12,339	0	12,339	15.6%	12,323	0	12,323	16.0%	99.9%
	備品購入費	0	9,138	9,138	11.5%	59	3,519	3,578	4.7%	39.2%
貸付金	負担金、補 助及び交付 金	318	29	347	0.4%	314	25	339	0.4%	97.7%
	貸付金	500	0	500	0.6%	500	0	500	0.7%	100.0%
	合計	62,297	17,035	79,332	100.0%	62,334	14,446	76,780	100.0%	96.8%

イ 地方消費者行政活性化交付金

<地方消費者行政活性化交付金の申請事業と申請額>

(単位：千円)

平成21年度申請事業・申請額		平成22年度申請事業・申請額	
相談窓口及び相談体制拡充	7,076	相談業務の充実	3,934
相談事例研究会の開催	379	相談事例研究会の開催	385
研修参加支援拡充	331	研修参加支援拡充	595
相談対応力強化	430	相談窓口高度化	430
食品表示、安全知識に普及啓発用グッズ・冊子作成	2,083	食品表示、安全知識の普及啓発用パンフレットの作成	708
セミナー、講演会等用パネル作成	3,360	出前講座等の充実	1,585
グリーンコンシューマーの育成	1,197	高齢者、若年者等向け啓発用品の作成	1,350
消費生活センター専用ウェブサイトの開設	1,559	消費者行政一元化の推進	3,662
親子工場見学会の実施	100	消費者団体との協働事業	1,226
専門相談会の実施(多重債務、建築関係等)	520	親子工場見学会の実施	76
		専門相談会の実施(建築関係等)	495
合計	17,035	合計	14,446

3 消費生活総合センターの業務概要

(1) 相談業務

消費生活センターの主となる業務である。消費者が被害に遭ったり、商品に問題があったりしたときに相談を受け、適切に助言し解決に結びつける。

相談を受ける相談員の資格には、消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター）、消費生活アドバイザー（財団法人日本産業協会）、消費生活コンサルタント（財団法人日本消費者協会）がある。本市の相談員は全員いずれかの資格を有しているが、平成21年度版「地方消費者行政の現況調査」のデータをもとに消費者庁が分析を行った「地方消費者行政の現状分析（平成22年7月）」によると、都道府県では資格保有者割合が75.6%、政令指定都市では95.1%、その他の市区町村では74.2%となっている。

また同現状分析によれば、政令指定都市の消費生活センターにおける相談員配置状況（配置数）は、メインセンターで平均12.4人、サブセンターで2.9人、全体で9.5人であり、人口10万人あたりの消費生活相談員数は、大都市圏で2.15人、地方圏で2.26人、関東では2.18人となっている。

本市には3つのセンターがあり、平成22年4月1日現在の相談員は、メインである総合センターに8人、サブである浦和消費生活センターに6人、岩槻消費生活センターに2人が配置され、人口10万人あたりの相談員数は約1.3人となり平均より少ない。

しかし相談員には、勤務日が週1日の者や5日の者もいるため、相談体制の充実度合いを測る際には、人数だけでは相談員がどれだけ相談窓口に対応しているかといった「人数×窓口対応日数」を考慮しなければならない。そのため同分析では、平成21年度版から相談員の1週間（土日を含む7日）あたりの相談員配置の人数とその配置数の合計を示す指標である「相談対応人日」を加えている。

これによると都道府県の平均は63.5人/週、政令指定都市は53.4人/週であるのに対し、本市は64人/週であり、実際にどの程度対応しているかといった量的な側面では平均を上回っている。

一方、岩槻消費生活センターは相談員が2人配置であり、サブセンターの平均と同程度ではあるが、週4日勤務のローテーションにより1人だけになる日が生じることから、相談が重なったときや判断が難しい相談があったときの対応に課題がある。また相談内容の複雑化、斡旋割合の増加、相談者の変化など、様々な原因により手間や時間が増加している相談業務を効率的に行える体制づくりが課題である。

ア 相談体制

現在3つのセンターに相談窓口を設けており、電話や来所による相談を受け付けている。相談者は居住区に関わらず、どこの窓口でも相談することができる。電話相談が大半を占めているが、ひとつのセンターに電話が集中した場合でもほかのセンターを案内するようになっているため、不通による苦情は寄せられていない。

また、平成22年度からは県内では初めてとなる日曜電話相談を開始し、相談窓口の体制を強化した。

①消費生活総合センター

相談日 月曜日から土曜日

時間 午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）

②浦和消費生活センター

相談日 月曜日から土曜日

時間 午前9時から午後5時まで（受付は午後4時30分まで）

③岩槻消費生活センター

相談日 月曜日から金曜日

時間 午前9時から12時まで

午後1時から5時まで（受付は午後4時30分まで）

④日曜電話相談

受付時間 午前9時から午後4時まで

イ 相談員の配置（単位：人）

相談に対応する相談員は、全員が資格（消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザーのいずれか）を有している。相談員は週4日勤務で、月曜日から土曜日（岩槻は月曜日から金曜日）の相談日のほか、平成22年4月から開始している日曜日の電話相談にも従事している。

相談員の配置人数の推移は次のとおりである。

なお平成19年10月9日から与野消費生活センターは消費生活総合センターに統合され、現在の3センターとなっている。

<相談員の配置状況>

センター	17年度	18年度	19年度 (10/9~)※	20年度	21年度	22年度
総合	5人	5人	5人（6）	6人	8人	8人
浦和	4人	4人	4人（5）	5人	5人	6人
岩槻	2人	2人	2人（2）	2人	2人	2人
与野	2人	2人	2人（—）			
合計	13人	13人	13人（13）	13人	15人	16人

※平成19年度の（ ）内数字は10月9日以降の人数。

ウ 相談件数の推移

相談件数は前年と比較すると若干減少しているが、最近の傾向として契約の形態が複雑化、多様化するなど、ひとつの相談にかかる期間が1か月を超え長期化する相談が増加している。全相談のうち当日中に終了する相談の割合は、平成19年度89.3%、20年度88.9%、21年度87.3%と徐々に減少している。

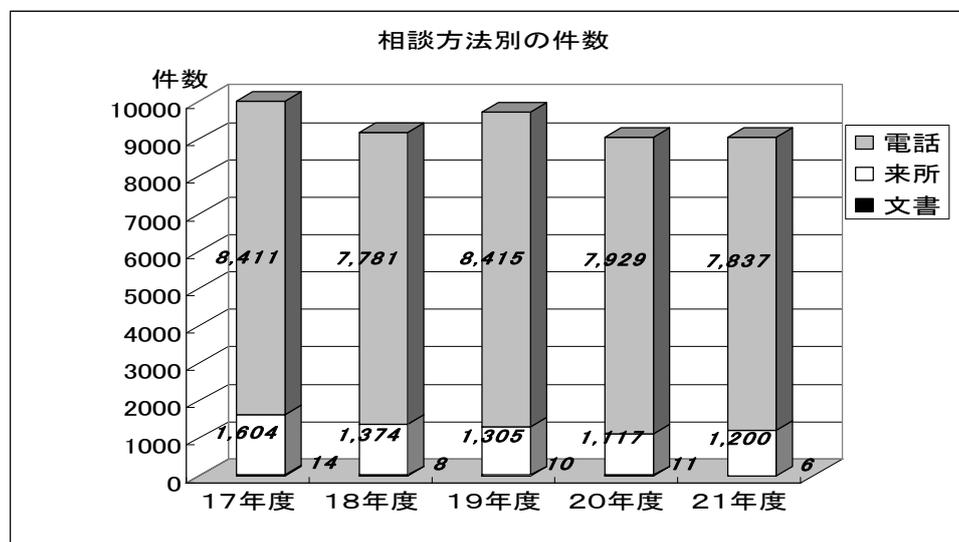
相談の処理内容を見ると、相談者が直接業者に手続きをとる「助言」が大部分を占めているものの、相談者と業者の間に相談員が入って解決に導く「斡旋」の割合が増えている。これは相談の内容が複雑であったり相談者が高齢だったりするなど、事業者との交渉力や情報量の差から自主交渉が難しいと判断するケースや、相談者がはじめから斡旋を希望するケースが増えていることによる。

基本計画では消費生活相談の解決率（助言、情報提供、紹介、斡旋解決の割合）98%を重点目標のひとつに挙げている。平成21年度は解決率98.7%と既に達成しているが、消費生活センターでは消費生活相談員の研修等による資質の向上及び育成、アドバイザー弁護士の見解による消費生活相談機能の強化、悪質な事業者に対する指導等の強化、公表等による条例違反事業者の不適正な取引行為の抑制を充実させることにより、斡旋解決の割合を更に増やし、解決率を上げることを目標としている。

また、他機関紹介の件数が減少傾向にあるが、これは今までは担当所管窓口を紹介していたものが相談員の知識向上によりその場での回答が可能になったことによる効果である。

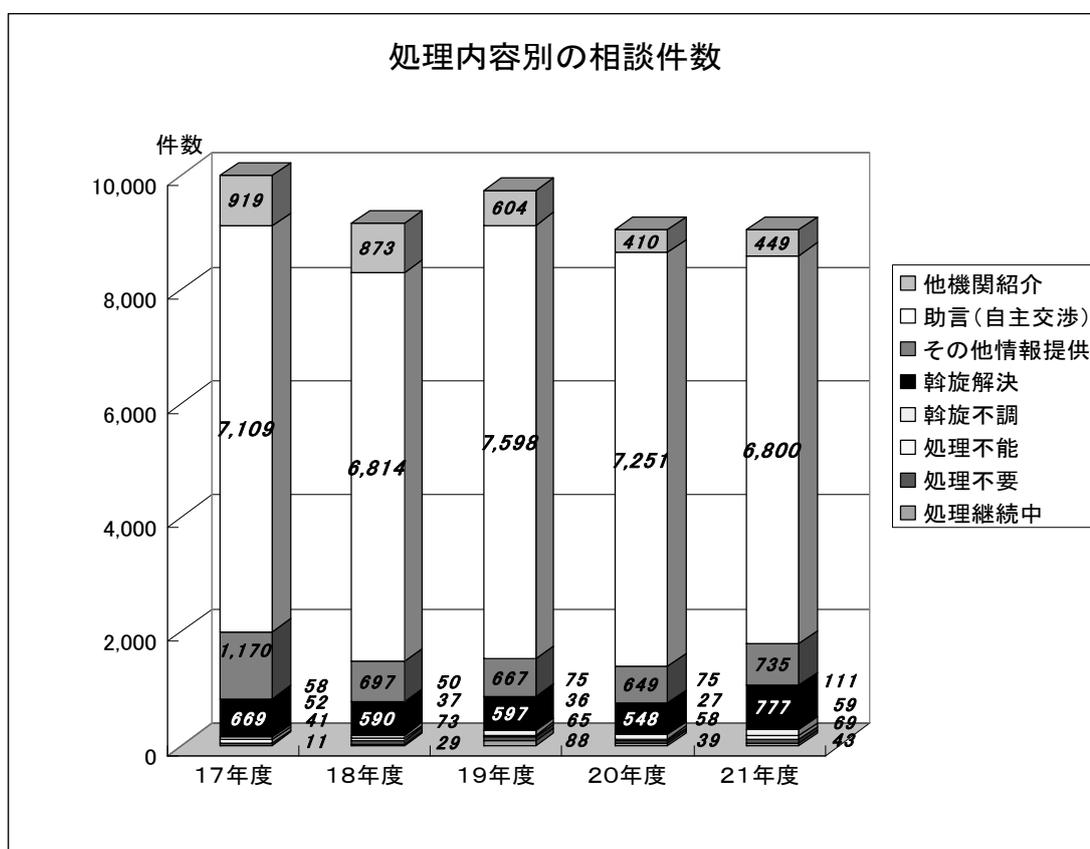
<相談の方法別の相談件数の推移（単位：件）>

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
電話	8,411	7,781	8,415	7,929	7,837
来所	1,604	1,374	1,305	1,117	1,200
文書	14	8	10	11	6
合計	10,029	9,163	9,730	9,057	9,043



< 処理内容別の相談件数（単位：件） >

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
他機関紹介	919	873	604	410	449
助言（自主交渉）	7,109	6,814	7,598	7,251	6,800
その他情報提供	1,170	697	667	649	735
斡旋解決	669	590	597	548	777
斡旋不調	58	50	75	75	111
処理不能	52	37	36	27	59
処理不要	41	73	65	58	69
処理継続中	11	29	88	39	43
合計	10,029	9,163	9,730	9,057	9,043



助言（自主交渉）：自主交渉で解決できる可能性があり、自主解決の方法をアドバイスしたもの。

情報提供：消費生活センターの業務範囲であり、判断をして他機関を紹介したもの、又は、トラブルが発生していないもので一般的なアドバイスをしたもの。

斡旋解決：斡旋を行った相談で解決が見られたもの。

斡旋不調：斡旋にもかかわらず解決を見なかったもの。

他機関紹介：労働相談など消費生活センターの業務範囲ではないため、本来の相談機関を紹介したもの。

処理不要：相談者が情報提供だけで処理を望んでいないもの、または相談者が相談を取り下げたもの。

処理不能：相談者に連絡が取れなくなったもの、または事業者が倒産して連絡が取れなくなったもの。

<平成21年度の各センター相談受付件数>

センター	電話	来所	文書	計
総合	4,353	561	6	4,920
浦和	2,883	439	0	3,322
岩槻	601	200	0	801
合計	7,837	1,200	6	9,043

エ 消費生活相談の内容について

平成21年度の消費生活相談の内容を商品、役務（サービス）別に分類すると、相談件数第1位は「デジタルコンテンツ」である。主なものはパソコンや携帯電話の有料サイト利用料の請求やメールによる架空請求、不当請求に関するもので、前年度に比べて減少しているものの依然として相談件数が多く、ここ数年、第1位となっている。また最近の傾向として、携帯電話の無料ゲームサイトの登録後、アイテムの購入やパケット通信料で高額な請求を受けたといった相談が増えており、特に小中学校の子どもが親の携帯電話を使いゲームをしたことによる高額請求につながった事例や、無料ゲームサイトから有料の出会い系サイトに引き込まれたという相談が目立っている。

<相談内容（商品、役務別）件数の上位10位と件数>

順位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1	オンライン等関連サービス 2,037件	オンライン等関連サービス 1,416件	オンライン等関連サービス 1,847件	オンライン等関連サービス 1,501件	デジタルコンテンツ 1,277件
2	商品一般 913件	商品一般 942件	フリーローン、サラ金 717件	商品一般 813件	不動産貸借 574件
3	フリーローン、サラ金 686件	フリーローン、サラ金 792件	商品一般 633件	フリーローン、サラ金 587件	フリーローン、サラ金 496件
4	不動産貸借 412件	不動産貸借 443件	不動産貸借 511件	不動産貸借 472件	商品一般 484件
5	相談その他 345件	相談その他 339件	相談その他 271件	相談その他 346件	相談その他 344件
6	工事、建築 301件	工事、建築 229件	エステサービス 247件	工事、建築 242件	工事、建築 255件
7	四輪自動車 184件	四輪自動車 131件	工事、建築 226件	四輪自動車 144件	プロパンガス 146件
8	電話サービス 173件	クリーニング 123件	外国語、英会話教室 221件	エステサービス 129件	四輪自動車 146件
9	クリーニング 126件	電話サービス 121件	電話サービス 160件	電話機類 122件	クリーニング 122件
10	布団類 102件	他の書籍印刷物 116件	四輪自動車 135件	プロパンガス 121件	修理サービス 100件

※「オンライン等関連サービス」は平成21年度に国民生活センターの分類が変更になり「デジタルコンテンツ」となったがほぼ同内容。

オ 相談員の研修

実際に相談を受けている相談員からの要望や消費者被害の発生状況などを踏まえたテーマにより、相談員を対象とした研修を行っている。

また、毎月1回消費者問題基礎法令事例研修会を県と合同で開催しており、弁護士を講師に迎え、消費者問題にかかる法律を学ぶほか、特殊な相談や困難な事例を取り上げて検証している。

そのほか国民生活センターや県が主催する研修へ積極的に参加できるように勤務日や報酬、旅費の支給などの支援を行っている。

<平成21年度相談員対象研修>

開催日	研修名	人数
6 / 10 ~ 12	特定商取引法、割賦販売法改正の要点	2
6 / 24 ~ 26	特定商取引法、割賦販売法改正の要点	2
10 / 21 ~ 23	消費者教育に携わる講師養成講座1	1
10 / 28 ~ 30	消費者教育に携わる講師養成講座2	2
1 / 27 ~ 29	金融、保険をめぐる消費者トラブル	2
2 / 17 ~ 19	インターネット、電話関連の消費者トラブル	1

カ 消費生活アドバイザー制度

相談の内容が専門的で法律的な判断が必要な場合などに、相談員が相談者に対して適切な処理が行えるよう、弁護士に消費生活アドバイザーを依頼している。相談員は必要に応じて消費生活アドバイザーに面接や電話で相談し、助言の内容を相談者への回答に活用するとともに報告書を作成し各センターで活用している。

<平成21年度実績>

電話	37事案	面接	33事案	合計	70事案
----	------	----	------	----	------

(2) 啓発業務

平成16年6月に「消費者保護基本法（昭和43年5月施行）」が改正され、「消費者基本法」が施行された。消費者基本法では消費者の権利尊重と自立支援を基本理念としており、それまでの「保護される消費者」から「自立した消費者」へ消費者政策が転換している。

「自立した消費者」とは自らの権利を実現するために、消費生活に必要な知識を習得し情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動できる消費者である。このことから消費者問題が多様化、複雑化する中で消費者教育の重要性がますます高まっているといえる。

また消費者基本法では、地方公共団体に対し、消費者の自立支援のために消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに消費者が生涯にわたり様々な場を通じて教育を受けられるよう努めるものとしている。

ア 情報提供

啓発資料は消費生活センターで作成しているもののほか、関係機関が発行したのも窓口にも備えており、来所者やイベント会場などで配布している。

また消費生活に関する図書やビデオ（DVD）を多数用意し貸し出しを行っており、ホームページで紹介しているが、ホームページが平成22年2月に開設したばかりということもあり、アクセス数が少ないことから貸出実績は少なかった。

①ホームページ

平成22年2月から開始したもので、消費者教育と啓発事業に活用している。消費生活センターが発行している情報誌や講演会等を行ったときの概要を掲載するほか、国や県から提供される消費生活に関する情報を適宜掲載している。



▲ホームページトップページ

②啓発資料（情報紙等）

情報紙「くらしの情報」を消費生活センターだよりとして年4回発行するほか、啓発用のリーフレット等を作成している。啓発資料は消費者教育や消費生活センターの事業を周知するために各センターに設置するとともに、講座や学校、展示会場などで配布している。

<平成21年度啓発資料作成状況>

作成資料名	対象者	部数
「くらしの情報」(No.74～77)	一般	8,000
「くらしの豆知識」啓発冊子	一般	3,200
悪質商法被害防止キャンペーン ポケットティッシュ	一般	4,000
「身近な消費者トラブル」チラシ	一般	10,000
「高齢者見守りガイドブック」冊子	高齢者	1,500
「消費者トラブルにあわないために」パンフレット	高齢者	10,500
「消費者トラブルにあわないために」冊子	一般	1,500
「消費者トラブル注意報！」冊子	若年者	1,500
「なるほど！なっとく！！食品表示」冊子	一般	5,000
食中毒予防に温度管理早見表 マグネットステッカー	一般	6,750
地球温暖化対策マイバッグ運動 エコバッグ	一般	3,320
電話相談時間追加用シール	一般	30,000
関東甲信越ブロック共同キャンペーン リーフレット	若者	48,000
関東甲信越ブロック共同キャンペーン ポスター	若者	300
消費者行政の概要（消費者行政報告書）	関係機関	150

③図書、ビデオ（DVD）の貸出

消費者問題に関するビデオ（DVD）や図書を備え、市民や学校、企業、自治会等への貸出を行っており、貸出及び返却は消費生活総合センターの窓口での対応となる。図書及びビデオ（DVD）には、高齢者や若者を対象にした悪質商法の注意喚起をはじめ、契約、金融、保険、住宅、食品など消費生活に関する様々なジャンルが備えられている。

なお平成22年度は、埼玉大学の落語研究会の出演による啓発DVDを作成し、学校等への配布を予定している。

<平成21年度貸出実績>

申請者	団体	企業	学校	合計
件数	6件	2件	9件	17件

イ セミナー、講演会、講座

講演会やセミナーは参加者にアンケートを実施し、結果を分析や意見を取り入れたテーマ選定など参加者の視点に立った企画を行っており、各会場とも参加者は定員に達している。市内の各種団体からの申請により開催する講座については、公民館や民生委員等で平成21年度に62回実施されているが、学校での開催は少なく課題となっている。

①セミナー

消費者の育成、教育を図るために開催している。テーマは、経済、社会の変化に即応したものや、過去に開催したときのアンケート結果を参考にして選定し、弁護士や相談員が講師を行っている。

<平成21年度消費生活セミナー>

開催日	テーマ	場所
6/11	いまどき、マナー術！ ～ 心豊かなおつきあい ～	岩槻区役所 (定員各60人)
6/18	見直しませんか、健康生活！ ～ 元気に暮らせるヒントがいっぱい ～	
6/24	よく分かるお葬式 ～ 知っておきたい知識と知恵 ～	
11/11	そろそろ地デジの準備、はじめませんか？	コムナーレ (定員各50人)
11/18	今日からできる、快適エコライフ！	
11/26	よく分かる、金融商品と金融取引の注意点	
12/2	健康は足もとから！ ～ 間違いだらけの靴選び ～	大宮中部公民館 (定員各30人)
12/10	住まいの中の思わぬ危険 ～ 安全対策、はじめましょう ～	
12/15	知っておきたい薬の知識 ～ 意外に知らない薬の常識・非常識 ～	

②講演会

消費者問題や消費生活に関する情報を広く市民に提供し、啓発を促すため開催している。

<平成21年度消費生活講演会>

開催日	テーマ	場所(定員)
11/2	教えて村弁護士 これも悪質商法?	コムナーレ (70人)
3/3	食生活と家族の健康	岩槻東口コミュニティセンター (80人)

③講座(消費生活出前講座)

セミナーと同様に消費者の育成、教育を図るための勉強会で、公民館や学校、自治会など、消費生活センター以外の機関や団体が主催するもの。各団体からの申請により消費生活センターがテーマに合わせて講師を派遣している。

<平成21年度消費生活出前講座>

主催者	開催回数	参加人数
公民館	35	1,126
老人会・シニア学校	5	445
民生委員	7	254
社会福祉協議会	3	260
包括支援センター	2	45
学校(養護学校含む)	4	1,389
障がい者関連団体	4	130
防犯・保護司	2	180
合計	62	3,829

ウ その他の啓発事業

①消費者月間

毎年5月を「消費者月間」とし、全国で消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する事業を集中的に行っている。

消費者団体との共催により、平成21年度はパネル展示と講演会、平成22年度は活動発表、展示、悪質商法注意喚起の寸劇、弁護士を交えたパネルディスカッションを開催した。

<平成21年度消費者月間 記念講演会>

開催日	テーマ	場所(定員)
5/28	情報発信 消費生活センター！ ～豊かな暮らしを提案します～	コムナーレ(120人)

②消費生活展

消費者団体、事業者、行政が参加して消費者意識の高揚を図るため、さいたま新都心駅を会場に開催した。

<平成21年度 消費生活展>

開催日	10/25	参加団体	市内消費者団体等	13団体
場所	さいたま新都心駅 自由通路	参加者	1,200人	
テーマ	あなたも私もみんな消費者 育てよう消費者庁！！ ～WE LOVE さいたま～			
内容	パネル展示、クイズラリー ほか			

③街頭キャンペーン

平成21年度は消費者団体との協働により、消費生活センターの市民への周知を目的に実施した。

<平成21年度実績>

実施日	場所	配布物
2/22	大宮駅西口前 2階デッキ	ポケットティッシュ 2,000個 (消費生活センターのPR)

(3) 関係部署との連携

消費者問題は複雑化、多様化し、消費者被害も全国的に広がるなど、消費者問題の解決には関係部署との連携が不可欠となっている。

ア 庁内における連携

平成21年7月に、消費生活に関わる問題を庁内部局の枠を超えて協議、推進する体制を整備し「さいたま市消費者行政庁内連絡会議」を設置した。消費者行政を推進している所管課で構成され、消費者行政にかかる苦情、要望についての情報交換及びその対策の協議を行う。

また庁内連絡会議に専門部会である「さいたま市多重債務者問題対策部会」を設置し、多重債務者問題に対して市全体で問題の解決に取り組んでいる。平成22年3月には「さいたま市における多重債務者問題取組方針」を決定し、「さいたま市多重債務者生活再建安心プログラム」を整備した。平成22年度から同プログラムがスタートしたことにより、市職員全員を対象に多重債務で困窮している市民を発見した場合には消費生活センターの相談へつなげることの重要性について研修を開始した。これにより多重債務で相談があった場合、相談を受けた消費生活センターでは、相談者の債務の状況を聞き取り、要件を整理し債務メモを作成したうえで相談者を弁護士に紹介している。

平成21年9月に施行された消費者安全法では、消費者事故等の国への報告が市町村の義務とされ、そのため消費者被害を把握した部署は速やかに消費生活センターへ報告しなければならない。本市においては、連絡会の設置により必要な情報が消費生活センターへ届くための組織的な体制が整えられたが、今後は庁内連絡会議や多重債務者問題の研修等を通じ、消費者問題に関する職員一人ひとりの意識改革を図ることが必要である。

①さいたま市消費者行政庁内連絡会議

平成21年度は2回開催し、基本計画の進行管理のほか、消費者被害が発生する恐れがある事業の把握を行った。また今後想定される消費者問題として、住宅用火災報知器の事例を挙げて庁内各課所に照会し、結果を報告するとともに関係部署とその対策を協議した。

②さいたま市多重債務者問題対策部会

庁内連絡会議の専門部会として設置されたもので、多重債務者問題について協議を行う。平成21年度は「さいたま市における多重債務者問題取組方針」及び「さいたま市多重債務者生活再建安心プログラム」について協議を行った。平成22年度に同プログラムが開始されたため、今後も進行管理や改善点等について協議を予定している。

イ 関係機関との連携

消費者被害は全国的に広がることも多く、ひとつの自治体だけで対応することに限界がある場合がある。また相談内容に、より専門的な知識が必要な場合には、様々な機関との連携が不可欠である。

全国の消費生活センターで対応した相談内容は国民生活センターにデータが集約される。集約されたデータは調査、分析により、消費者被害への対策に活用されており、相談内容の登録は消費生活センターの重要な役割のひとつとなっている。登録するデータは相談を受けた相談員が作成しているが、作成したデータの入力内容の適否について慎重に判断することが重要である。

①全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O-N E T）の活用

相談員は受け付けた相談が終了すると「P I O-N E T（パイオネット）」に登録する。P I O-N E Tは国民生活センターのデータベースで、登録後の情報（個人情報部分を除く）は全国の消費生活センターで共有できるため相談業務にも活用できる。

②他の行政機関との連携

消費者被害が多様化、広域化していることから、市単独では対応困難な事案が増えている。共通問題の協議検討のほか、広域な案件については県の処分に合わせて各市で一斉に公表したり、県からの調査依頼に協力したりするなど、効果的な対応を行っている。

③弁護士会、建築家協会との連携

埼玉弁護士会、社団法人日本建築家協会関東甲信越支部埼玉地域会の協力による専門相談会を開催し、専門的な相談に対応している。また相談員が相談業務を行う中でも助言を受けるなど、日常的に協力を得て対応に役立てている。

<平成21年度専門相談会の実績>

多重債務	実施日	相談件数
	7 / 8	15
	11 / 3	16
	3 / 9	9

建築関係	実施日	相談件数
	10 / 14	6
	11 / 19	2
	2 / 8	3

ウ 消費者団体との連携

消費者団体との協働により、消費者月間事業や消費生活展の開催、啓発グッズの配布などを行った。また消費者団体は各団体の活動を通じ、消費者啓発を推進しており、活動で得た成果や情報を毎月開催の消費者団体運営会議で得ることにより市の啓発活動などに生かしている。

第3 要望

今回、「消費生活総合センターにおける消費者行政」について、相談、啓発、関係部署との連携について、事務の調査を行ったところ、以下の事項について対応されるよう、要望するものである。

1 相談業務について

(1) 相談体制の整備について

現在、相談業務は3つのセンターで行われており、相談員も分散し配置されている。相談件数の規模から岩槻消費生活センターは2名の配置で、勤務日によっては1名での対応となっている。相談内容が複雑化する中で、ひとりで判断しなければならない状況があることは対応に差が出る可能性が生じるとともに、相談員の精神的な負担増が懸念される。

さらに、さいたま市消費生活基本計画では平成25年度までに相談可能な時間を週70時間とする目標があげられているが、週70時間を達成するためには、1週7日間毎日9時から20時まで受け付けなければならないと想定している。相談員数の増加が見込めない中、現在の3センターでの体制では相談員の人数が不足することとなる。相談方法の内訳を見るとほとんどが電話による相談であること、現在の配置では相談員が1人となる場合があることを考慮し、人員を増加させずに目標を達成するためには、新たな体制づくりを検討する必要がある。

(2) 消費生活アドバイザー制度の活用について

消費生活アドバイザー制度により相談員が弁護士から受けた助言について、現在は報告書を紙で保管し各センターで共有し活用している状況である。同制度を利用した相談内容は、専門的で法律的な判断が必要な場合であり、相談業務において重要な情報源になると考えられることから、結果報告書については、データ化して整理することで、検索性を高め、以後の相談業務に積極的に活用できるような整備について検討する必要がある。

2 啓発事業について

(1) 出前講座の募集について

国民生活センターでも「トラブルにあわないための最大の武器は“情報”です。」とホームページで呼びかけているとおり、消費者被害を未然に防ぐためには講座をはじめとする啓発事業が大変重要な役割を担っているといえる。

本市においてもイベントや情報紙等による様々な啓発事業を行っており、出前講座はそのひとつである。出前講座は各種団体の申し込みにより開催されるため、申し込んだ者が希望するテーマについて相談でき、消費者が自分たちにとって必要な情報を得られる機会となる。

また近年、携帯電話やパソコンを使ったオンラインゲームなどは小中学生にも身近なものとなっており、消費者被害は子どもにも及んでいる。児童、生徒を対象にした学校での開催は、生涯にわたる消費者教育を考えるうえで重要な位置づけであるといえる。一度の開催で参加人数も多く将来的にも大きな成果が得られると考えられることから、より多くの学校から申請がくるように募集方法を検討する必要がある。さらに現在も教育委員会により学習指導要領に基づく消費者教育の推進が行われているが、より積極的に推進できるよう働きかける必要がある。

(2) 講演会やセミナーのテーマ選定について

消費者が被害に遭わないためにも、消費者への啓発や教育は消費者行政において相談業務とともに重要な事業であるといえる。本市でも講演会やセミナーをはじめ、様々な事業を開催しており各事業の参加者は定員に達している。しかし、消費者教育という観点からテーマを見ると、必ずしも消費者被害の抑制等につながるのではないかと感じられるものもある。集客の点を考慮しながらもテーマ選定の際は、消費者に何を伝えたいか目的を明確にする必要がある。

(3) ホームページの活用について

自立した消費者を育成するためには、消費者への情報提供は大変重要である。近年、消費者被害が多様化、複雑化し、さらに次々と新たな問題が発生する中で、より新しい情報を提供できるホームページは、今後その役割が大きく期待されるものである。本市の消費生活総合センターのホームページについては、平成22年2月に始まったばかりであり、当面の間はアクセス数を増やすことが課題となるが、日々の相談業務で蓄積された消費生活相談の内容を定型化した事例集として掲載するなど、消費者にとって必要な情報が必要なときに得られるものになるよう、提供する情報の内容を検討する必要がある。

3 関係部署との連携について

(1) さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムについて

本市における多重債務者プログラムは平成22年度から始まったばかりだが、多重債務者問題は全国的にも大きな問題となっており、多重債務者の救済は消費者行政にとって重要な課題であるといえる。

現在、多重債務による相談を受けた場合、相談者の債務内容を記した債務メモを作成したうえで弁護士事務所を案内している。相談者が債務メモを持参することで円滑な相談ができ、消費者問題の解決につながるものであるが、今後は導入の効果を測定する方法を検討する必要がある。

(2) P I O - N E T への情報登録について

国民生活センターのP I O - N E Tは、全国の消費生活センターが登録した相談内容を国で調査、分析し、消費者被害の拡大防止等に利用している。また登録されたデータは相談内容のデータベースとして全国の消費生活センターの相談業務の参考資料として利用できるため、登録内容の精査は重要である。

現在も相談を受けた際は、有資格者である相談員が相談内容等を入力しデータを作成しているが、P I O - N E Tに入力する報告事項が増えたことや、近年、相談内容が多様化、複雑化していること、登録後は国や全国の消費生活センター等のデータベースとして活用されることなどを踏まえて、より慎重な対応が望まれる。

平成21年9月に消費者庁が発足し消費者安全法が整備されるなど、国においても消費者問題への対策は重要な施策のひとつとなっている。消費者安全法では市町村への消費生活センターの設置についても努力義務が規定され、消費生活センターの消費者行政にかかる役割の大きさが示されたといえる。

本市においてはすでに消費生活センターが設置されており、消費者行政の中心的役割を担っているところであるが、今後更に事業の推進、充実を通して、市民生活の安心、安全に寄与されるよう要望するものである。

監査監第1345号
平成23年1月13日

さいたま市監査委員	山崎正夫
同	宮原敏夫
同	加藤得二
同	日浦田明

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成22年11月8日付けで受け付けた住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

監査にあたり請求人が提出した請求書、その事実を証する書面及び陳述から請求人が主張する要旨を次のように解した。

さいたま市長は、『さいたま市議会の会派「民主党・無所属の会さいたま市議団」が平成22年11月2日の午後1時から同9時にかけて、さいたま共済会館5階で開催した事業仕分け』（以下、「事業仕分け」という。）に、さいたま市職員（以下、「市職員」という。）延べ55人を派遣した。

この事業仕分けは、議員として必要な政務調査活動とは思えず、明らかに政治活動・政党活動の一環であることから、これに公務として市職員を派遣したことは、公務員の政治的中立性及び行政の中立性に反し、また、地方公務員法及びさいたま市職員服務規程に違反するものであり、不当かつ違法な行為である。

よって、事業仕分けの派遣に要した分の職員の人件費、及び提出した資料の作成に要した分の職員の人件費は、不当かつ違法な支払いであり、さいたま市にその経費分の損害が生じることになる。

以上のことから、さいたま市長に対して、事業仕分けの派遣及び提出した資料の作成に要した時間分の職員の人件費を支払うよう請求する。

第2 請求の受理

本請求について、地方自治法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、請求書の一部に不備が認められたため、平成22年11月19日付けで請求人に対し補正

を求めた。

その後、平成22年11月29日付けで措置請求の補正書及び一部訂正書が提出され、再度、要件審査を行ったところ要件を具備しているものと認め、平成22年12月2日付けで本請求を受理した。

第3 監査の対象事項・方法等

1 対象事項の特定

請求人が提出した請求書、その事実を証する書面及び陳述から判断して、監査対象事項は次のとおりとした。

- (1) 事業仕分け開催の経緯
- (2) 事業仕分けに市職員が出席した事実
- (3) 事業仕分けに市職員が資料を提供した事実

なお、住民監査請求は、当該普通地方公共団体の機関又は職員による具体的な違法又は不当な財務会計上の行為について監査委員に判断を求めるものであり、事業仕分けが政務調査活動あるいは政治活動に当たるかは、財務会計以外の事項であるため、監査対象外とした。

2 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年12月7日に請求人の陳述を実施し、新たな証拠の提出及び請求内容の陳述を聴取した。
- (2) 市長に關係書類等の提出を求めるとともに、平成22年12月7日に關係職員の陳述を聴取した。
- (3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事實關係の調査を行った。

3 監査対象課所

市長公室

広報課及び広聴課

行財政改革推進本部

政策局

東京事務所

総務局

人事部人事課、厚生課及び人材育成課

財政局

財政部庁舎管理課

市民・スポーツ文化局

市民生活部市民総務課

スポーツ文化部スポーツ企画課
区政推進室
保健福祉局
保健部浦和斎場管理事務所
子ども未来局
子ども育成部青少年育成課
経済局
経済部労働政策課及び商工振興課
都市局
都市計画部都市総務課
建設局
建築部住宅課
教育委員会事務局
学校教育部教職員課及び指導1課
生涯学習部青少年宇宙科学館
選挙管理委員会事務局

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 事業仕分け開催の経緯

平成22年10月8日付けで、民主党・無所属の会さいたま市議団から、さいたま市長あてに、「事業仕分けに伴う資料提供及び事業説明についてのお願い」と題する文書が提出された。その内容は、事業仕分けに対しての資料提供と市職員による事業説明（質疑応答を含む。）の依頼であり、事業仕分け対象の18事業及び日程等が別表1及び別表2のとおり示された。

なお、同文書には、事業仕分けの目的を「会派の政務調査活動として、事業仕分けによる結果を参考にし、市政へ反映することを目的とする。」と記載されており、民主党・無所属の会さいたま市議団では、事業仕分けを政務調査活動とみなしている。また、事業説明を「1事業に対し所管課長を含め2～3名」で行うよう依頼している。

行財政改革推進本部において、同文書は10月12日付けで収受され、翌13日付けで「事業仕分けに関する協力要請について」と題する決裁文書が作成された。この文書は、市職員が事業仕分けに対して資料提供及び事業説明を行うことについて、決裁を求めるものであり、10月14日付けで市長に承認されている。

その後、同日付けで、行財政改革推進本部長より事業仕分け対象事業の所管局長に対し、「民主党・無所属の会さいたま市議団主催の事業仕分けへの協力について」と題する資料提供及び事業説明の協力依頼文書が発送され、この文書に従い、各事業の所管課

所において、事業仕分けに提供する資料の作成及び出席者の決定が行われたものである。

10月26日には、行財政改革推進本部の主催による事業仕分けの説明会が開催され、事業仕分けの対応について「出席する職員は通常勤務であること、勤務時間外の場合は超過勤務であること、事業説明は行財政改革推進本部職員1名と事業所管課職員2名で行うこと」が、また、注意事項について「事業説明については既に市として公にしている範囲内で行うものであり、将来にわたる展望的な意見等を述べるものではない」ことが説明された。

2 事業仕分けに市職員が出席した事実

事業仕分けは、対象の18事業を9事業ずつA、Bの2グループに分け、同時刻に2事業ずつ実施された。なお、事業仕分けに出席した市職員は、Aグループが別表3、Bグループが別表4のとおりである。

市職員は事業の説明を行った後、質疑応答し、仕分け結果が報告されるまでの、1事業につき約40分間に渡り事業仕分けに出席したものである。その説明時間に勤務場所から会場までの移動、及び事前調整に要した時間を加えた時間が、事業仕分けの参加に要した時間となる。

なお、行財政改革推進本部から出席した2名については、全事業の仕分け作業に出席したものである。

3 事業仕分けに市職員が資料を提供した事実

平成22年10月8日付けで、民主党・無所属の会さいたま市議団から提出された文書において、事業仕分けに使用する資料の様式及び提出期限が指定され、この文書に基づき、行財政改革推進本部長から各局長に対して、10月15日正午までに資料を提出するよう依頼している。

各所管課所の職員が資料の作成に要した時間は、別表5のとおりである。

第5 監査委員の判断

請求人は、事業仕分けが「必要な政務調査活動とは思えず、政治活動や政党活動である」ことから、公務として職員を派遣し参加させたことが「不当かつ違法な行為である。」と主張している。

地方公務員法（以下、「法」という。）第36条第1項では、政党やその他の政治的団体の構成員となるよう勧誘運動をすること等を、また、同条第2項では、本市の区域で特定の政党やその他の政治的団体を支持することなどの目的をもって、公の選挙において投票をするように勧誘運動をすること、署名運動を企画すること、寄附金や金品の募集に関与すること、地方公共団体の庁舎及び施設に文書を掲示すること、庁舎及び施設を利用させること等を禁止している。

今回、実施された事業仕分けの周知方法は、政党機関紙においても行い、市民に政党活動との疑問視をさせた点は否めない。

しかしながら、市職員が出席し事業の説明を行った行為は、法第36条において制限される政治的行為には当てはまらない。

なお、同条第2項第5号の規定による、同条で禁止する政治的行為を定める条例については、本市では制定されていない。

また、法第30条並びにさいたま市職員服務規程第2条では、市職員は市民全体の奉仕者として公正に職務を遂行しなければならないと規定している。

市職員がこれまでも市議会議員や各会派に事業の説明を行っており、今回、市議会の一部会派の要請に基づいて事業仕分けとして説明を行ったことが、市民全体の奉仕者として不適切な行為であったとは断定できない。

以上のことから、市職員が事業仕分けに出席して事業の説明を行ったことが、違法または不当な行為とは言い難く、市長に対し事業仕分けに参加した職員、並びに資料の作成に携わった職員について、その要した時間分の人件費の支払いを求める理由は存在しない。

第6 結論

以上のことを勘案すると、請求人の主張は認められず、本請求には理由がないものと判断する。

ただし、請求人の主張には理解できる点もあることから、次のとおり意見を付すものである。

(意見)

民主党・無所属の会さいたま市議団が行った事業仕分けが、政務調査活動にとどまらず、政治活動、政党活動及び選挙活動を含むものではないかとの意見が挙げたことは、事実である。

また、本市が推進している事業について説明することは、市職員が実施すべき職務ではあるが、市職員を事業仕分けに派遣したことが、政治的中立性に反し、特定の市議会会派に便宜をはかったのではないかとの疑問を与えた要因の一つであったように思われる。

よって、今後、今回のような催し等に市職員を派遣する場合には、政治的中立性が疑われるような事態を招かないためにも、慎重な対応を要請するものである。

別表 1 事業仕分け対象事業及び所管課

	事業名	所管課
1	シティカップ開催事業	市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 スポーツ企画課
2	東京事務所管理運営事業	政策局 東京事務所
3	互助会事務事業	総務局 人事部 厚生課
4	職員研修事業	総務局 人事部 人材育成課
5	広報事業	市長公室 広報課
6	市政総合案内コールセンター	市長公室 広聴課
7	保養施設管理運営事業	市民・スポーツ文化局 市民生活部 市民総務課、六日町山の家
8	区役所 ISO14001運営管理事業	市民・スポーツ文化局 区政推進室
9	郵便局証明書等発行事務事業 支所等管理運営事業 自動交付機能維持管理運営事業	市民・スポーツ文化局 市民生活部 市民総務課
10	庁舎・区役所駐車場管理運営事業	財政局 財政部 庁舎管理課、 市民・スポーツ文化局 区政推進室
11	成人式のあり方	子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課
12	雇用対策推進事業	経済局 経済部 労働政策課
13	商工見本市開催事業	経済局 経済部 商工振興課
14	浦和斎場管理運営事業	保健福祉局 保健部 浦和斎場管理事務所
15	市営住宅事業	建設局 建築部 住宅課
16	まちづくり広報誌発行事業	都市局 都市計画部 都市総務課
17	幼稚園管理運営事業	教育委員会事務局 学校教育部 教職員課、 指導1課
18	青少年宇宙科学館管理運営事業 宇宙劇場管理運営事業	教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館

別表2 事業仕分け日程

時間	Aグループ	Bグループ
13時30分～ 14時10分	保養施設管理運営事業	区役所ISO14001運営管理事業
14時10分～ 14時50分	成人式のあり方	庁舎・区役所駐車場管理運営事業
14時50分～ 15時30分	雇用対策推進事業	郵便局証明書等発行事務事業 支所等管理運営事業 自動交付機能維持管理運営事業
休憩（15分）		
15時45分～ 16時25分	商工見本市開催事業	浦和斎場管理運営事業
16時25分～ 17時05分	市営住宅事業	まちづくり広報誌発行事業
17時05分～ 17時45分	幼稚園管理運営事業	青少年宇宙科学館管理運営事業 宇宙劇場管理運営事業
休憩（45分）		
18時30分～ 19時10分	シティカップ開催事業	東京事務所管理運営事業
19時10分～ 19時50分	互助会事務事業	職員研修事業
19時50分～ 20時30分	広報事業	市政総合案内コールセンター

別表3 Aグループ 事業仕分け出席者

	事業名・時間 (PM)	所管課所		出席者
①	保養施設管理運営事業 1:30~2:10	市民・スポーツ文化局 市民生活部 市民総務課		参事(兼)課長
				総務係長
②	成人式のあり方 2:10~2:50	子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課		課長補佐(兼)
				管理育成係長
				主事
③	雇用対策推進事業 2:50~3:30	経済局 経済部 労働政策課		課長
				課長補佐(兼)
				労政係長
④	商工見本市開催事業 3:45~4:25	経済局 経済部 商工振興課		課長補佐(兼)
				商工振興係長
				主査
⑤	市営住宅事業 4:25~5:05	建設局 建築部 住宅課		課長補佐(兼)
				住宅整備係長
⑥	幼稚園管理運営事業 5:05~5:45	教育委員会 事務局 学校教育部	教職員課	参事(兼)課長
			指導1課	課長
				主任指導主事
⑦	シティカップ開催事業 6:30~7:10	市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 スポーツ企画課		課長補佐(兼)
				企画係長
				主査
⑧	互助会事務事業 7:10~7:50	総務局 人事部 厚生課		課長
				課長補佐(兼)
				安全衛生係長
⑨	広報事業 7:50~8:30	市長公室 広報課		課長補佐(兼)
				広報係長
				企画推進係長

①~③	1:30~3:30	行財政改革推進本部	参事
④~⑥	3:45~5:45	行財政改革推進本部	参事
⑦~⑨	6:30~8:30	行財政改革推進本部	参事

別表4 Bグループ 事業仕分け出席者

	事業名・時間 (PM)	所管課所	出席者
①	区役所ISO14001運営 管理事業 1:30~2:10	市民・スポーツ文化局 区政推進室	主幹
			主査
②	庁舎・区役所駐車場管理 運営事業 2:10~2:50	財政局 財政部 庁舎管理課 市民・スポーツ文化局 区政推進室	課長
			主幹
③	郵便局証明書等発行事務 事業、支所等管理運営事 業、自動交付機能維持管 理運営事業 2:50~3:30	市民・スポーツ文化局 区政推進室	主幹
			主査
			主任
④	浦和斎場管理運営事業 3:45~4:25	保健福祉局 保健部 浦和斎場管理事務所	所長
			所長補佐
⑤	まちづくり広報誌発行 事業 4:25~5:05	都市局 都市計画部 都市総務課	課長
			課長補佐(兼)
			政策係長
⑥	青少年宇宙科学館管理運 営事業、宇宙劇場管理運 営事業 5:05~5:45	教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館	館長
			主任主導主事(兼)
			事業係長
⑦	東京事務所管理運営事業 6:30~7:10	政策局 東京事務所	副所長
⑧	職員研修事業 7:10~7:50	総務局 人事部 人材育成課	課長
			研修係長
⑨	市政総合案内コール センター 7:50~8:30	市長公室 広聴課	参事(兼)課長
			課長補佐(兼)
			企画係長

①~③	1:30~3:30	行財政改革推進本部	参事
④~⑥	3:45~5:45	行財政改革推進本部	参事
⑦~⑨	6:30~8:30	行財政改革推進本部	参事

別表5 事業仕分け用の資料を作成した職員の職名及び要した時間

課所名	職名	所要時間
広報課	課長補佐(兼)広報係長	30分
広聴課	課長補佐(兼)企画係長	1時間30分
東京事務所	副所長	2時間
厚生課	課長補佐(兼)安全衛生係長	6時間
人材育成課	課長	2時間
	研修係長	4時間
庁舎管理課	課長補佐(兼)庁舎管理係長	3時間
市民総務課	総務係長	1時間
スポーツ企画課	課長補佐(兼)企画係長	2時間
	主任	15分
区政推進室	主幹	4時間
	主幹	1時間
	主査	2時間
	主査	2時間
	主任	6時間
浦和斎場管理事務所	所長補佐	2時間
青少年育成課	課長補佐(兼)管理育成係長	8時間45分
労働政策課	課長補佐(兼)労政係長	2時間
商工振興課	主査	1時間
都市総務課	主事	2時間
住宅課	課長補佐(兼)住宅整備係長	1時間
	主任	1時間
指導1課	主任指導主事	5時間
青少年宇宙科学館	主任主導主事(兼)事業係長	11時間

平成21年度

健全化判断比率等審査意見書

さいたま市監査委員

監 査 監 第 7 7 5 号

平成 2 2 年 8 月 3 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市監査委員	山 崎 正 夫
同	宮 原 敏 夫
同	加 藤 得 二
同	日 浦 田 明

平成 2 1 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 1 年度健全化判断比率の書類の審査結果及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 1 年度資金不足比率の書類の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

健全化判断比率審査意見書	1
水道事業会計資金不足比率審査意見書	3
病院事業会計資金不足比率審査意見書	4
下水道事業会計資金不足比率審査意見書	5
食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計資金不足比率審査意見	6
深作西部地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書	7
東浦和第二土地地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書	8
浦和東部第一特定土地地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書	9
指扇土地地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書	10
江川土地地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書	11
南平野土地地区画整理事業特別会計資金不足比率審査意見書	12

平成21年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.25
② 連結実質赤字比率	—	—	16.25
③ 実質公債費比率	7.2	7.9	25
④ 将来負担比率	55.7	60.6	400

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成21年度は、2.31%の黒字となっており、実質赤字比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成21年度は、10.13%の黒字となっており、連結実質赤字比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成21年度の実質公債費比率（3か年平均）は7.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成21年度の将来負担比率は55.7%となっており、早期健全化基準の400%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

⑤ 前年度比較について

平成20年度においては、①実質赤字比率 2.15%の黒字、②連結実質赤字比率 10.73%の黒字、③実質公債費比率 7.9%及び④将来負担比率 60.6%で、引き続き良好な状態が維持されている。

〔重点調査項目〕

今年度も昨年度と同様に、重点調査項目として健全化判断比率の分母に使われている「標準財政規模」について調査した。

「標準財政規模」を構成する「標準税収入額」、「普通交付税額」、「地方譲与税額等」及び「臨時財政対策債発行可能額」を調査したが、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

(4) 附帯事項

債務負担行為のあり方については、将来負担比率にも影響が出ることから、今後の財政運営に十分留意されることを要望する。

平成21年度水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

水道事業会計の財務は、流動負債等が5,024,415千円、算入地方債が0円、流動資産等が16,183,743千円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が該当なしで11,159,328千円の黒字、事業の規模が30,343,745千円であった。

したがって、平成21年度は、36.78%の黒字となっており、資金不足比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

② 前年度比較について

平成20年度においては、39.79%の黒字で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度病院事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

病院事業会計の財務は、流動負債等が1,159,823千円、算入地方債が0円、流動資産等が5,321,376千円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が該当なしで4,161,553千円の黒字、事業の規模が11,093,217千円であった。

したがって、平成21年度は、37.51%の黒字となっており、資金不足比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

② 前年度比較について

平成20年度においては、36.97%の黒字で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

下水道事業会計の財務は、流動負債等が4,935,559千円、算入地方債が0円、流動資産等が5,321,604千円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が該当なしで386,045千円の黒字、事業の規模が13,739,544千円であった。

したがって、平成21年度は、2.81%の黒字となっており、資金不足比率については該当せず、良好な状態にあると認められる。

② 前年度比較について

平成20年度においては、3.64%の黒字で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計の財務は、歳入額が438,158千円、歳出額が438,158千円、翌年度に繰り越すべき財源が0円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が該当なしで0円、事業の規模が211,342千円であった。

したがって、資金不足比率は該当せず0%となっているが、今後もさらなる経営努力を求めるものである。

② 前年度比較について

平成20年度においては、資金不足比率は該当せず0%で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度深作西部土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

深作西部土地区画整理事業特別会計の財務は、歳入額が258,940千円、歳出額が258,940千円、翌年度に繰り越すべき財源が0円、土地収入見込額が18,495千円、地方債残高が0円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が18,495千円、事業の規模が0円であった。

したがって、資金不足比率は該当せず0%となっているが、今後もさらなる経営努力を求めるものである。

② 前年度比較について

平成20年度においては、資金不足比率は該当せず0%で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度東浦和第二土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

東浦和第二土地区画整理事業特別会計の財務は、歳入額が603,258千円、歳出額が603,168千円、翌年度に繰り越すべき財源が90千円、土地収入見込額が0円、地方債残高が1,260,035千円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が該当なしで0円、事業の規模が1,260,035千円であった。

したがって、資金不足比率は該当せず0%となっているが、今後もさらなる経営努力を求めるものである。

② 前年度比較について

平成20年度においては、資金不足比率は該当せず0%で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計の財務は、歳入額が1,543,977千円、歳出額が1,543,974千円、翌年度に繰り越すべき財源が3千円、土地収入見込額が2,253,192千円、地方債残高が4,126,431千円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が該当なしで0円、事業の規模が4,126,431千円であった。

したがって、資金不足比率は該当せず0%となっているが、今後もさらなる経営努力を求めるものである。

② 前年度比較について

平成20年度においては、資金不足比率は該当せず0%で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度指扇土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

指扇土地区画整理事業特別会計の財務は、歳入額が110,843千円、歳出額が102,653千円、翌年度に繰り越すべき財源が8,190千円、土地収入見込額が0円、地方債残高が0円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が該当なしで0円、事業の規模が0円であった。

したがって、資金不足比率は該当せず0%となっているが、今後もさらなる経営努力を求めるものである。

② 前年度比較について

平成20年度においては、資金不足比率は該当せず0%で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度江川土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

江川土地区画整理事業特別会計の財務は、歳入額が649,942千円、歳出額が539,942千円、翌年度に繰り越すべき財源が110,000千円、土地収入見込額が0円、地方債残高が208,672千円、算入地方債が2,054,400千円、解消可能資金不足額が2,054,400千円、資金不足額・剰余額が該当なしで0円、事業の規模が2,263,072千円であった。

したがって、資金不足比率は該当せず0%となっている。他の区画整理事業に比べて解消可能資金不足額の計上額が当年度の歳入額の約3.2倍に及んでいることから今後もさらなる経営努力を求めるものである。

② 前年度比較について

平成20年度においては、資金不足比率は該当せず0%で、引き続き資金不足比率は、早期健全化基準の範囲内である。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成21年度南平野土地区画整理事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成22年8月6日から平成22年8月31日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

項目	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準
① 資金不足比率	—	—	20

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

南平野土地区画整理事業特別会計の財務は、歳入額が88,124千円、歳出額が88,124千円、翌年度に繰り越すべき財源が0円、土地収入見込額が0円、地方債残高が0円、算入地方債が0円、解消可能資金不足額が0円、資金不足額・剰余額が該当なしで0円、事業の規模が0円であった。

したがって、資金不足比率は該当せず0%となっているが、今後もさらなる経営努力を求めるものである。

② 前年度比較について

平成20年度においては、資金不足比率は該当せず0%で、引き続き良好な状態が維持されている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

■自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめー集成 110705現在

条例の項目	意見交換・アンケートでの主な意見	最終報告への反映の方向
1-①条例の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「幸せ」は抽象的、「安心安全な」とすべき(西) ・「高齢者も元気で暮らせる」を入れて欲しい(北) ・「新しい公共」という考え方を担保し、その拠り所となる条例(職員) ・アライバづくりの条例にならないで(サポセン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特になし ○「新しい公共」は、「市民自治」の一部の概念と考え、必要な場所で使うこととする
1-②自治の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民自治」と「新しい公共」はどのような関係にあるのか(南) ・理念は高い方がよい(北) ・自主的・自立的・自発的に行動することが人間の基本(ケアハンズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特になし ○「新しい公共」は、「市民自治」の一部の概念と考える
1-③用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民自治」にもっとクリエーションする意味合いをいれた方がよい(南区) ・「市民自治」と「新しい公共」は同じことではないのですか(南) ・「まちづくり」と「市政」の関係を明確に示すことが必要(職員) ・「まちづくり」は都市計画的な意味にとられがち(住環ネット) ・市民の範囲が広すぎる(職員/岩) ・「市民」の中に「通勤、通学者」は入れるべきでない(北) ・他市の方も市民というのは時と場合による(岩槻区民会議) ・団体も含めて市民の定義するなら論理的な整理が必要(サポセン) ・市民になろうとしている人が市民(サポセン) ・まちづくりに関われない人、声に出せない人を市民から排除しないようにしてほしい(サポセン/ケアハンズ) ・市民意識(公共的な意識)がない市民は市民ではないのか。(サポセン) ・「市民」には「子ども」も含める(岩) ・住民の定義はないのか(岩槻コミ連) ・市民、住民の定義の明確化と使い分けが必要(岩) ・まず住民を中心とし、他を全く同じように考えるのはいかがか(桜) ・住環境を考える立場からは、「市民」より「住民」が重要(住環ネット) ・市民の定義を「住民・団体」と行政と議会の三者にしたほうがいい(南) ・市長等より「行政」という表現を使ってはどうか(岩槻コミ連) ・「市」の定義を明確に、市民を含むのかどうか(ケアハンズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○概ね対応済みか ○市、市長等、行政などの言葉についても、使うならば定義が必要 ○文章だけでなく、図解があると互いの関係が分かりやすい →解説に
1-④条例の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に基づいた、既存の個別条例の見直し、運用の改善が必要(住環ネット) 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の条例・規則等についても、遡及して自治基本条例に合わせる見直しを行うかどうか→要検討
2-①～③市民の権利と責務	<ul style="list-style-type: none"> ・責務を果たすべき動機づけが必要(南) ・市政に参加するとこんなに生活がよくなるという意義付けをするべき(南区) ・市民の知る権利、意見を言う権利を保障するために行政、議会は働かねばならない。市民の責務は、行政、議会の監視である(南) ・移動する権利(桜) ・権利の乱用を是非控えてほしい(南) ・義務を負う人は少ない(北) ・自治の担い手としての人づくりが重要(西) ・権利と義務を明確にしたい(岩槻区民会議) ・二元代表制を基本として市民の意見を反映させるとしているが市民の権利を強化するために三元代表制を検討すべき(岩槻区民会議) ・「事業者」の定義、あるいは適切な用語が必要(住環ネット) ・企業も市民を含めて、住民の権利が保護できるのか(住環ネット) ・市民相互の対等性を謳うべき(サポセン) ・声に出せない人も一緒に市民社会をつくっていくべき(サポセン) ・他者のことを考えない市民活動を行わないようにする規定がほしい(サポセン) ・事業者の定義が必要。NPOも事業者(サポセン) ・市民のことを考えないのも市民の自由か(サポセン) ・声に出せない人も一緒に市民社会をつくっていくべき(サポセン) ・さいたまは住みやすいので市民意識が薄い(サポセン) ・市民意識・市民活動が成熟していないのに責務を押し付けられると重い(サポセン) ・市民意識の底上げが重要(サポセン) ・治安の維持をいれてもらいたい(南) ・納税率を高めるべき(北) ・現代は、権利の主張、要求が増大強すぎる。責任について自覚せよ(岩) ・レベルアップしながら「責務」をはたす市民でありたい(桜) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の責務については、「努めるものとします」ではなく、市民が市民に呼びかけるような言い方に出来ないか。 ○「事業者」の定義、あるいはより適切な用語の使用が必要。企業が主たる対象だが、非営利的な団体も含まれる ○「自治の担い手としての人づくり」の項は、本条例の特徴としてしっかり記述

<p>3-①・②議会・議員の役割と責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、青少年の「自治の担い手」としての能力が「育っていく環境」を入れてほしい(桜) 票にとらわれない正しい活動を目指してほしい(南) 所属する政治団体や地元の利益に固執しない品格を持つべき(南) 市民から選ばれたという責任の上で活動する(南) 議員はもっと地域住民の願いや意見を聴いてほしい(岩) 普段の意見交換が必要(北) 議員も市職員も「市民」に一部であるなら、自分の立場をどのように考えて行動するべきか(南) 議会の活性化が問われている(北) 市民は議会・市長に白紙委任しているのではないが、問われているのは市民(サポセン) 議会基本条例では、「参加」ではなく「参画」という言葉を使っている(議会) 市民と行政の間に議会を位置づけるべき(見) 	<p>○可能なかぎり、議会基本条例の用語に合わせる必要があるか 「参加」ではなく「参画」?</p>
<p>4-①・②市長・職員の役割と責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員の意識改革が必要である。職員が守るべき事は書いてあるが、更に行政の質の向上を謳うべきである(大) 行政職員の意識改革が最も重要(住環ネット) 自治基本条例を知らない職員、関心の薄い職員が多い(職員) 市民を受け止めよ。有効な意見交換が出来るようにしてほしい(桜) 市民の声を取り入れる(南) これからは、市民と協働してまちづくり、課題解決に取り組むことが必要(職員) 職員の市民自治への参加が少ない(北) 職員の役割・責務の3つめに協働の文言を入れる(岩槻コミ連) 行政職員はもっと市民と一緒に場に出てきてほしい(住環ネット) 行政は開発企業の側に立っている(住環ネット) 職員の市民との協働への意識は全く足りない(岩槻コミ連) 納税、財政を運用する責任や行政を公開する責任を負う(南) 議員も市職員も「市民」に一部であるなら、自分の立場をどのように考えて行動するべきか(南) 一部の職員も市民なのだから、市民と職員という表現はおかしい(南) 市職員の役割と責務は削除(岩) 市民の公僕であることを肝に銘じてほしい(岩/南) 市長主体、職員主体の表現が多いが、関係機関との連携こそが大事(南) 心のぬくもりを感じる市政、効率化推進を常に心がける市政(桜) 市長＝行政ですか？(桜) 市民にとっては職員の役割が極めて重要。「行政」の意味合いで「市長・職員等」を使うべき(住環ネット) 市民は議会・市長に白紙委任しているのではないが、問われているのは市民(サポセン) 議会には議会基本条例があるが、行政に対しては条例がない(見) 	<p>○職員の責務として、市民と協働に努めることを加える</p>
<p>5-②情報共有等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有は必要だがどのような方法で実現するかが課題。裏付けは出来るのか(桜) 良い情報だけでなく、悪い情報の提供も必要(北) 職員が市民との話し合いの場に出てくることによって、有効な情報交換、情報共有が出来る(住環ネット) 行政と開発企業との交渉経緯を公表することが必要(住環ネット) 市のホームページの情報検索が大変使いづらい(南) 自治会などを通して情報を発信してほしい(岩槻区民会議) 自治会等を用いた息の長い周知活動が必要(南) 	<p>○持っている情報を公開する以前に、情報を収集に努めることが必要(市民が求めている情報を知らないのでは困る)</p> <p>○市民の暮らしにとって重要な情報を公開することが必要(ある種の不都合な情報も含めて)</p>
<p>5-③市政への市民参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意見の言える場があることが市政への参加だ(西) 無関心な人が多い。参加しやすく、意識もてるアピールを(岩) 評論家的な参加ではなく、全体を理解し責任ある参加を(南) 自治会活動からの参加、コミュニティ活動を通じての参加、介護予防活動を通じての参加などいろいろある(桜) まちづくりに関われない人、声に出せない人を市民から排除しないようにしてほしい(サポセン) 参加したくても参加できない人はどうすればよいのか(ケアハンズ) 参加したくても参加できない人の意見を汲み上げていくことが必要(見) 特定の人だけがいろいろな場面で参加することのないように(岩) 市民が本当に望んでいる参加の機会を可能にする(西) 具体性にかける。市民がどの段階で市政に参加できるのか具体的な説明がないと理解されない(大) 政策の立案段階での市民参加の実効性の確保(岩) 参加を望んでいる市民に対して、そのヒントが欲しい(西) 区民会議をもっと活性化させる(南) 	<p>○「参加」の代わりに「参画」を使うことも考えられる。要検討</p> <p>○参加促進の方策として、行政側が出向いていって参加を可能にすることも考えてほしい(解説か)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見をきちんと検討していく仕組みの規定が必要(岩) ・市民誰もが参加できる委員会を明文化する(北) ・市民が身近な問題を相談できる窓口を明確に(岩槻区民会議) ・行政が、任意団体をつなぐ行政の仕事、孤立している個人をつなぐ仕事をした上で、市政への市民参加が可能になる。このことを書き込んでほしい(南) ・「行政が市民自治を進める」と書くと、市民がまちづくりの主体のように感じられない(職員) ・まず選挙の投票率を上げる方策が必要(岩槻区民会議) ・若い人の関心を高める、そのためいろいろな意見を聞ける環境が必要(見) 	
5-④協働	<ul style="list-style-type: none"> ・やりやすい相手とだけの協働にならないように(サポセン) ・市民発の協働を(北) ・住みやすいまちづくりのための、課題把握について力を合わせる(南) ・主体的に関わらなければどうなるか具体的に示す(岩槻区民会議) ・協働はともに汗をかくことだ(岩) ・行政は市民の労働をうまく使うことばかり考えている(南) ・無償の労力奉仕として行政に使われることで終わらないように(岩) ・市民が担った役割の分、行政、議会のスリム化が必要(南) ・協働をすすめる具体的な場はどこなのか(桜) ・ありとあらゆる部局が相手になるので、話し合いができるを創造的な場がほしい(桜)。 ・市民・行政・議会、それぞれが未熟な中で創っていくという、育て上げる動的なプロセスが大事(桜) ・市長、議員は選挙で選ばれている、協働でなく連携(北) ・議会や市長の責任はどうなるのか。協働という言葉を使いながら市長や議会を免責しているように見える。公助がないと自助はありえない(桜) ・選挙で選ばれた市長や議会と、市民がそもそも対等な立場になれるのか(桜) 	<p>○市民からの協働提案の入口となる仕組みの整備を明記する→市長直轄の部署等</p> <p>○「市民活動及び協働の推進条例」の協働に関する部分を拡充することも可</p>
5-⑤市民の意見等への対応義務	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見をきちんと検討していく仕組みの規定が必要(岩) ・市民の意見が行政や議会に通じるような仕組みが必要(見) 	○特になし
5-⑥住民投票	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、市議選挙の投票率を考えると、市民の総意を問うのは難しい(南) ・何でも市民の意見を問う住民投票は反対(岩槻区民会議) ・住民投票の話は早すぎる(岩) ・住民が理解できていない場合がある(岩) ・署名活動、住民投票については、市民の権利としてその趣旨を汲み、仕組みを作らねばならない。もっと強い縛りに(南) ・市民参加を強化するなら、住民投票はできるだけ緩和されるべき(岩槻区民会議) ・投票権は住民票を持つ者に限る(北) ・非常設型がよい(岩) ・区ごとの問題について区ごとに適用できるのか(岩) ・選挙で投票、分数より集中(北)??? 	○特になし
5-⑦総合振興計画		○特になし
5-⑧財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・財政は重要である、精査する必要がある(北) ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) 	○特になし
5-⑨監査	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) 	○特になし
5-⑩行政評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加を十分に進めるべき(北) ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) 	
5-⑪組織、人員体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と一緒に活動して成果を挙げた職員が人事でも評価されるようでありたい(住環ネット) ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) 	○組織風土醸成に記述は、本条例の特徴として必要
5-⑫市の発展のための法務	<ul style="list-style-type: none"> ・市の発展、市民のための法務にした方がよい(北) ・法令等の柔軟な解釈とあるが違和感を覚える(大) ・「柔軟な運用」は、市民のためとも企業の利益追求のためとも取れる(住環ネット) ・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員) ・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員) ・市民立法の考えによる立法評価(岩) 	○何のための主体的な運用かをきちんと明記することが必要。
5-⑬危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・周知、啓発の時期はとうに過ぎた、災害時直ぐ行動に移せる体制を(南) 	○具体的な行動につながる記述を

	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理について採り上げられているが、具体的な事なことが示されていないと市民は動けない(大) ・震災時、電話、FAXが使えなくなったがネットは使えた。各世帯にネット環境の整備を(南) ・自主防災に備える場所が無く困っている(大) ・商店街では、大震災の時、市民ではないが訪れている人々に関しても対応を求められる。どう対応すべきか記載して欲しい(大) ・「市民が安心して暮らせる」を入れて欲しい(北) 	<p>○3.11以降、市民の間での災害に備えた主体的取組みが始まっている、それらの支援を記述</p> <p>○忘れないための取組みも必要か</p>
5-⑭国や他の地方自治体等との関係		○特になし
6-①身近なコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に目覚めることが重要(西) ・地域と希薄なさいたま都民が多いので建設的な意味で自治会をもっと変えてもらいたい(南) ・さいたま都民をいかにまきこんでゆか(南) ・自治会への積極的な参加を表現してほしい(西/岩) ・自治会の権限を強くすべき(見) ・自治基本条例による自治会の変貌が期待されている(西) ・自治会への過大な期待はよしてほしい(西) ・自治会長とするとさらなる努力を強いられる感じがする(岩槻区民会議) ・自治会等が基本というのに抵抗、これまでのやり方を見直す視点が必要(岩) ・自治会とか書かない方がよい。既存のものに頼る感じでよくない(南) ・自治会加入率が下がっています。コミュニティーを支える新しい団体が求められているのかもしれない(南) ・地域の課題解決に多くの団体が協力していくのは当然で結構なことだ(桜) ・相互の連携とあるが現実にはうまくいっていない。どう連携させるのか。(南) ・地域での連携にも情報公開が必要(岩) ・運営を日常的にどうやっていくのか(北) ・自治会と行政の関係の位置づけ(北) ・自治会を支援する環境の整備が急務と考える(岩槻区民会議) ・「必要な支援」は言い訳的で生ぬるい(西) ・自治会や市民団体の活動をネットワークするためのホームページがあればよい(見) ・「差別と虐待のないまち」という文言を入れて欲しい(ケアハンズ) 	<p>○自治会の役割への期待は大きい。本条例の目玉のひとつとして、しっかりと記述してほしい。</p> <p>○支援策として、地域活動のための拠点整備を記述。例えば、公民館の多面的な活用などを含めて。</p>
6-②区のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「区役所」が区民と離れていると思う。「住民票」などは「市民の窓口」で受け取ることが多く、「区長」の名前も顔も知らない区民が多いのではないかと(南) ・区役所の位置づけ(北) ・区役所は行政の最前線(職員) ・行政における区役所の権限を強化しては(岩槻区民会議) ・区にもっと権限を与えるべき。区役所が何の権力も持っていないのはおかしい(サポセン) ・自治区になってほしい(見) ・さいたま市は一律でなくてよく、各区の問題も違うので(岩槻コミ連) ・市全体で均一にしなければならぬ住民サービスもある(職員) ・区長にもっと権限を(北) ・区長の役割・責務についてもっと書き込めないのか(岩槻コミ連) ・区長と区民の繋がりが必要(北) ・なぜ一職員である区長の役割・責務を規定するのか(職員) ・中長期的な視点であるが、2年で移動する区長では無理(南) ・市民からみてこうあってほしいという区のあり方を書くのはよい(職員) ・この条例が区のあり方を変えていけるのか(サポセン) ・区民である前に市民であれと言いたい(南) ・区役所を充実してほしい。そうすれば主体的に、自分の地域を良くしようという気になる(桜) ・区にもっと権限を与えるべきである(桜) ・中長期的な区政推進は、区長でなく、区役所として進めればよい(議員) ・行政職員である区長に区政を担えるのか(岩) ・区長の在職期間が短すぎる。区政が考えられるのか(岩/桜) ・区は地域振興の拠点であるべき(大) ・区と市の役割が理解されていないので、この関係性を分かり易く書いたほうが良い(大) ・区民会議はしぼんできている(南) ・区民会議の活動について情報公開が必要(岩) ・区民会議には、区のコミュニティ課も積極的に参画を(西) ・区民会議には、もっと行政が関わってほしい(見) ・区民会議に何故区の職員が入っていないのか(桜) ・区民会議についてはその主体的な提言を活かしていくべきだ(大) 	<p>○区役所の役割に対する市民の期待は大きい。今後の制度改革を促す意味で、しっかりと書き込んでほしい。</p> <p>○中長期的視野をもった区政の推進は、区長のみには期待することではない。区役所として中長期的な方針をもって区政を推進する、と書くべきか。</p> <p>○区民会議の活動は、区民に情報を公開しつつ、区民の参加のもとに行うべき。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティにおける主体同士の連携＝市民活動ネットワークと考えてよいのか。区はそれを支えるためにどのようにふるまうのか(南) ・もっともっと交流の場がほしい(岩) ・区民会議と自治会の関係について触れる(見) ・区民会議は、行政に対するルートとしての役割もっている(見) 	
7 条例の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・条例をつくっても魂を入れなければ駄目(住環ネット) ・条例の運用・見直し・検証について明記する必要(岩槻コミ連) ・自治基本条例に基づいた、既存の個別条例の見直し、運用の改善が必要(住環ネット) ・実効性の確保が必要(西) ・PDCAを活用してもっと積極的に評価方法を考えてもらいたい(南) ・条例の運用について、全市民の「ネット環境」の整備が重要ではないか(南) ・条例を具体化するためには、どのような手法があるか(南) ・制定するだけでは何も変わらない、市民の意識を変えるアクションが必要(南) ・条例制定後の推進計画が必要(西) ・制定後、皆の関心を高めるための仕掛けが必要(職員) ・反対意見・賛成意見両方載っていて理解を深めるような手引書がほしい(サポセン) ・市の施策を条例に基づいて作ったことを明記し、周知する(南) ・条例の運用結果の広報(北) ・市民自治について小中学生の学びの機会が必要では(岩槻コミ連) ・学校の教材として使えたら、市民としての自覚が生まれる(職員) ・条例を小中学校の教材にする(西) ・市の色、特色が出るような運用をしてほしい(南) ・のっぺらぼうの街ではなく、特色のある街になるよう、周知、運用を行ってほしい(南) ・市民参加で見直し(北) ・市民憲章を制定すべきだ(西) ・基本条例に愛着がもてるようにして欲しい(北) ・見直しを定めたのはよい(岩) ・実効性は啓発だけでは確保できない(大) ・どう運用するか、実効性を持たせる仕組みが大事(桜) 	<p>○条例をつくっただけではなく、実効性を持たせる、条例をもとに具体的な行動を展開してほしい、という声が多い。</p> <p>○具体的な行動につなげるため、推進計画の策定を明記する</p> <p>○既存の条例・規則等についても、遡及して自治基本条例に合わせる見直しを行うかどうか→要検討</p>
○さらに盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策、決定への異議申し立て制度を導入する(北/住環ネット) ・公的オンブズマン等外部監視機構が必要である。行政判断や法令解釈に対して市民が異議申し立てをしづらい状況がある(大) ・オンブズマン制度の導入を期待(住環ネット) ・公務員・議員の削減の提案を条例に入れられないか(岩槻区民会議) ・環境保全などの環境問題を取り上げる(岩槻コミ連) ・市民立法の考えによる立法評価(岩) ・男女共同参画の視点(岩/大) ・地域の住環境を守る事が何処に記載されているのか(大) ・障害者雇用(大) ・ノーマライゼーション条例の「差別・虐待のないまち」という視点(ケアハンズ) ・安全・安心な環境のための「雇用の確保」という視点(ケアハンズ) 	<p>○オンブズマン制度の導入</p> <p>○行政の決定に対する「異議申し立て制度」→条例の具体化段階か</p> <p>○市民立法の考え方による立法評価</p> <p>○公益通報はなかったか？</p>
○条例の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市市民自治基本条例(南/北) ・「市民自治」を入れて欲しい(ケアハンズ) ・さいたま市新しい公共を実現するための基本条例(南) ・さいたま市よりよい街づくりのための自治基本条例(南) ・サブタイトル「豊かなさいたま市を目指して」(北) ・さいたま市条例と市民自治基本の2つに分ける(北) ・市民が主体だが、議会・行政との関係も定めているので「市民」を入れてよいくてよい(岩) ・若い人も誰でもひと言でわかる名称に(岩) ・固くても、目的、働きを正確に表す名称に(岩) ・「条例」は固いので市民憲章がよい(岩) ・市民自治基本条例、市民まちづくり条例(桜) 	<p>○「市民」を入れるかどうかについては、賛否両論あり。</p>

<p>○条例の前文</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「信頼と奉仕の精神に満ちたまちづくり」という文章を入れる(西) ・さいたま市民であることに誇りをもてるように(南) ・あまりにも自然破壊されている現実、自然を大切にすまち(南) ・ずっとすみたいと思えるまち(南) ・4市の市民憲章の特徴(北) ・市の歴史、行事、自然、街、先祖、思いが分かるような一文(北) ・高齢者の社会参加をさらに促進する内容を入れる(岩槻コミ連) ・伝統文化を大事にする表現を入れる(岩槻コミ連) ・条例が役立った事例を書き入れる(岩) ・さいたま市らしさが表現されていない(大) ・どういう課題があったから条例づくりなのか(桜) ・自主的・自立的・自発的に行動することが人間の基本(ケアハンズ) 	<p>○自治基本条例をつくるに至った「課題認識」をしっかりと書くべきか。</p>
<p>○条例の文体等(主語の使い方を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体に文章が固い(西) ・シンプルなつくりがよい(南) ・高齢者の観点から難しい文章を使わないで(北) ・誰にも分かるよう、シンプルに(北) ・理念が分かりやすく伝わるようにシンプルな言葉で(職員) ・理念的な部分とルールの部分の書き分けができるか(職員) ・「なければならぬ」という文章はよそう(西) ・「～ものとする」はよくわからない(サポセン) ・文末の表現「・・を尊重する」は実行性が担保できない(岩槻コミ連) ・用語解説が必要(西) ・情報共有、参加、協働などの部分は、市民を主語として市民自らがやるべきことを書く(職員) ・市民が自分のものと思える条例にするためには、「市民」ではなく、それぞれの主体を主語にして書いたほうがよい(職員) ・職員の能動的な働きが重要なので、「市長等」は「市長・職員等」と記すべき(西) ・「市長等」の中に職員も含まれていることは感じる(職員) ・一般市民は「行政」という言葉に馴染みがない??(サポセン) ・誰が何をするのかももっと判りやすく整理して欲しい。例:表にまとめる(サポセン) ・大事な事なので一般市民が分かり易いようにして欲しい(大) ・誰もが理解できる文章、文体(桜) ・シミュレーションをし、出来るだけ身近なものにしてほしい(桜) 	<p>○「です・ます調」等、分かりやすくやさしい文体については、特に異議なし。</p> <p>○主語については、素直に市民が理解できる用語を選択するべき。</p>
<p>○条例の効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を作ることでどんな効果があるのかを明確にして欲しい(サポセン) ・住環境保全のために活動している我々に役に立つ条例を(住環ネット) ・条例に書かれていることは、何かを動かそうとするときの足掛かりになるはず(サポセン) ・市政に関する記述は確認的でパンチがない、職員にとってどこまで有効か(職員) ・条例の内容は当たり前のことだが、しっかりと根拠を示して後輩等に伝えていく拠り所にはなる(職員) ・職員が、市民と一緒に考え協働して課題解決に当る際の拠り所、足掛かりになるとよい(職員) ・行政だけで解決が困難な課題に当って、さまざまな主体を結びつける触媒になればよい(職員) ・自治基本条例と日常生活との関係が分からない(岩) ・この条例をもとにより具体的な仕組みをつくっていく工夫を(岩) ・条例の内容に生活への取っ掛かりがほしい(岩) ・条例があったから市民やまちにとってうまくいったという事例はあるか(岩) ・自治基本条例が制定されると、私達の暮らしがどう変わるのか。行政は住民の参画を望まない状況下で、自治基本条例を足がかりに私達は何が出来たのか。行政から提示された課題ではなく、市民の思いから行動を起こすことが重要である。どのような場を作れば、市民の力を引き出せるのか(大) 	<p>○条例が、単なる理念表明ではなく、日常生活を改善していくための足掛かりになれるように。</p> <p>○具体的な仕組みづくりにつながるように。</p>

* 類似意見をまとめて要約記載し、末尾括弧内に意見が出された意見交換会名等を記入
* 最終報告の作成に関わる意見に限定(単なる感想等は省いてよいのでは)